

# 第5章

## 安全な暮らしを守るまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
5 安全な暮らしを守る まちづくり	1 防災	1 地域防災力の向上 2 防災体制の強化 3 災害援助・復旧体制の確立 4 減災対策の推進
	2 防犯	1 防犯活動の推進 2 空家等対策の推進 3 消費者相談体制の充実
	3 交通	1 交通手段の充実・自転車施策の推進 2 交通安全の確保
	4 消防	1 消防体制の充実 2 地域の防火意識の向上 3 救急体制の充実

## テーマ1 防災



### 目指す状態

防災・減災の仕組みが整っている

### テーマをめぐる社会的な状況

- 近年、わが国では東日本大震災や熊本地震など、大規模な地震が頻発しているほか、首都直下地震についても、今後30年以内に約70%の確率で発生するとされています。また、台風の大規模化やゲリラ豪雨の増加など、風水害のリスクも高まる中、これまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」「公助」の意識を持って対策に取り組むことが求められています。

### 成果指標

#### ■地域防災訓練の実施率

現状値： 94% (平成31(2019)年度)



目標値： 100% (令和7(2025)年度)

#### 指標の説明

災害時に最も大切なのは初動であり、その初動で最も重要なのは地域における防災行動力であるため、この指標を選定。  
市内の自主防災会117団体のうち、地域防災訓練を実施した割合。

#### 目標の根拠

今後5年間で実施率100%を目指す。

まちづくりの基本方向5 安全な暮らしを守るまちづくり

施策1 地域防災力の向上

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《地域防災力》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅都市という地域特性から、昼間の人口は夜間に比べて大きく減少することから、日中に災害が発生した場合の「共助」の担い手不足が懸念されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織をはじめとする市民の防災知識の取得や防災行動力の向上を支援するとともに、その担い手の育成に努めます。(危機管理防災課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合防災訓練や避難所運営訓練等の実施</li> <li>● 自主防災組織育成支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における防災リーダーとなる「防災士」の資格取得促進、活動支援に努めます。(危機管理防災課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災士の育成</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災意識の向上を図り、地震や風水害等への家庭における備えや住宅の耐震化などを推進します。(危機管理防災課・建築安全課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存建築物の耐震化の促進</li> </ul>

施策2 防災体制の強化

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《防災体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市で大きな被害をもたらした令和元年東日本台風を教訓に、災害時における全庁的・全市的な危機管理体制の充実が課題です。</li> <li>● 女性や子育て世代、外国人、高齢者等の視点も含め、訓練内容の充実を図るとともに、より実践的な訓練とする必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部やBCP(業務継続計画)、受援計画の在り方を明確化し、有事の際の体制を整えます。(危機管理防災課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災計画の改定</li> <li>● BCP(業務継続計画)の更新</li> <li>● 国土強靱化地域計画の策定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全庁的・全市的な危機管理体制の充実・強化を図りつつ、職員の防災行動力の検証を進め、防災訓練等を通じ市と関係機関・地域住民との連携強化を進めるとともに、訓練内容の充実を図ります。(危機管理防災課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部の体制強化</li> <li>● 総合防災訓練の実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の情報伝達手段の整備が重要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民に的確な災害情報を提供し、適切な避難行動等の迅速化を推進します。(危機管理防災課・河川課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災行政無線や河川監視カメラ、市ホームページやSNS等の情報伝達手段の維持・整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生後も安心して生活できる体制を確保するため、避難施設の整備や各種物資の備蓄を進めることが求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の環境を整えるとともに、被災者への援助や復旧活動を支援します。(危機管理防災課・下水道施設課・教育総務課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校体育館にエアコンの整備</li> <li>● 災害用マンホールトイレの設置</li> <li>● 食料や飲料水、生活必需品、各種資機材の避難所等への備蓄</li> <li>● 感染症対策を踏まえた避難所の運営</li> </ul>

施策3 災害援助・復旧体制の確立

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《災害援助・復旧体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時には市単独での応急対策は難しいと予測されるため、県内外の市町村や民間事業者等との連携を進める必要があります。</li> <li>● 今後想定される震災などによる最大規模の被害をにらみ、あらかじめ復興等の計画を策定しておくことが重要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時ににらんだ他市町村や民間事業者、医療機関など、関係機関との連携強化を図り、災害援助・復旧体制の充実を図ります。(危機管理防災課・健康増進課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時応援協定の締結</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● BCP(業務継続計画)に基づき、市役所機能の維持・復旧に努めます。(危機管理防災課)</li> <li>● 埼玉県が平成26(2014)年に策定した「埼玉県震災都市復興の手引き」に基づき、災害があっても早期に復興するための準備に取り組みます。(都市計画課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● BCP(業務継続計画)の更新</li> <li>● 復興事前準備(復興体制や手順の検討)</li> </ul>

施策4 減災対策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《災害に強いまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時のインフラの確保や防災上有効な空地となる公園などのオープンスペースの確保などが課題です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活を支えるライフラインの整備・耐震化を計画的に実施します。 (都市整備部・上下水道部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防火地域または準防火地域の指定区域拡大</li> <li>● 緊急輸送道路等の幹線道路の整備</li> <li>● 上下水道老朽管の更新</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地内の緑地・オープンスペースを維持・保全するとともに有効な空間の確保に努めます。(都市整備部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園の維持管理</li> <li>● 空閑地の適切な整備、維持管理</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大地震の際の建物倒壊を防ぐため、昭和 56 (1981) 年以前の旧耐震基準の建築物の所有者・居住者に対して、引き続き耐震化の働き掛けを行っていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間建築物の耐震化を支援します。 (建築安全課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震診断や耐震改修の助成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大地震等による盛土造成地の滑動崩落被害を防ぐため、宅地の防災対策が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模盛土造成地の安全性の把握を計画的に推進します。(開発指導課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宅地における耐震化の推進</li> </ul>



## テーマ2 防犯

**目指す状態** 市民が犯罪の不安を感じることなく安心して暮らせる

**テーマをめぐる社会的な状況**

- わが国の刑法犯認知件数は、平成14（2002）年の285万4,061件をピークとして減少を続け、令和元（2019）年は74万8,559件と戦後最少を更新しました。他方、近年はインターネットを介した犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺、若年者や高齢者など契約弱者を狙った契約トラブルなどが目立っており、対策が求められています。
- 民法の改正により、令和4（2022）年4月から、成人年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることに伴い、これまで親権者等の法定代理人の同意を得ずに締結した契約を取り消せる取消権について18歳、19歳の人を対象から外れることになるため、消費者被害の拡大防止に向けた対策が求められます。

**成果指標**

■ **犯罪発生件数**

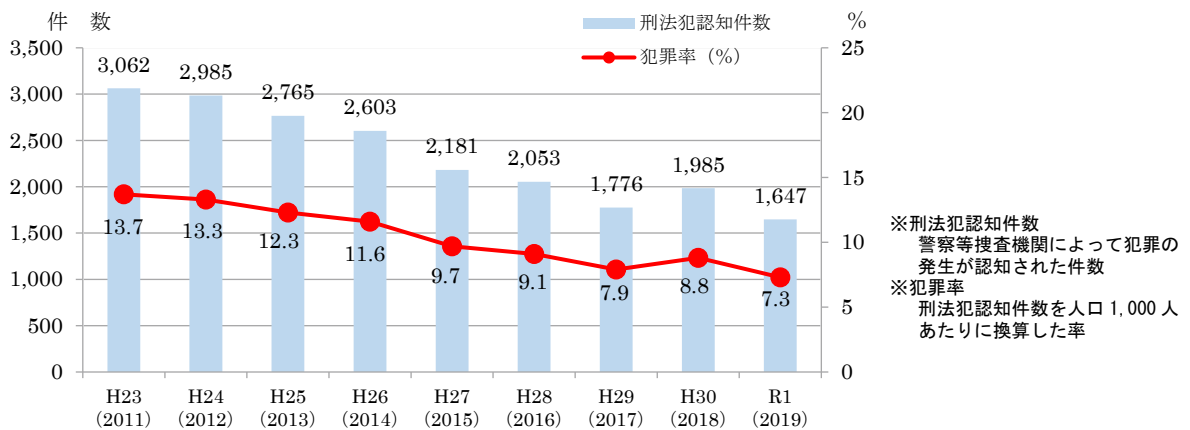
現状値： **1,647件**（令和元（2019）年）      目標値： **1,000件**（令和7（2025）年）

**指標の説明**      **目標の根拠**

市内で1年間（1月～12月）に警察において認知した刑法犯の事件数。犯罪の発生を減少させる取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

市内刑法犯認知件数を令和元（2019）年の1,647件から1,000件以内を目指す。

【図表】市内刑法犯認知件数の推移



施策1 防犯活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《防犯活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年中の特殊詐欺の被害件数が県内市町村の中で比較的多いため、市民の防犯意識の向上が重要となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の防犯意識の向上を促します。 (交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯情報の提供</li> <li>講演会や防犯キャンペーンの実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防犯ボランティア団体による、防犯活動を支援していくことも必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の自主的な防犯活動を促すとともに、その担い手の育成に努めます。 (交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防犯ボランティアの育成・支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪件数は減少しているものの、市民の安全を守るため、さらなる犯罪抑止や犯罪被害者への対応が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪抑止力の向上とともに、犯罪被害者支援を図ります。 (交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察などの関係機関や防犯関係団体との連携促進</li> <li>防犯カメラの設置</li> </ul>

施策2 空家等対策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《空き家等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年では、適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を与えるケースも見られ、対応が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「上尾市空家等対策計画」に基づき、適切な管理が行われていない空き家等によって、市民生活に影響を及ぼさないよう、管理不全な空き家等の所有者に対する働き掛けを行います。 (交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家等の適切な管理の推進</li> </ul>

施策3 消費者相談体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《消費者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者を取り巻く環境は高度情報化や取引の複雑化によって大きく変化しており、消費生活相談は年々多様化・深刻化しています。若年から高齢の世代まで幅広い消費生活相談を早期解決するために、消費生活センターの維持・強化、認知度の向上や利用の促進が必要となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の消費生活トラブルの解決や消費者被害の救済に努めていきます。 (消費生活センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した情報収集</li> <li>相談員の問題解決能力の向上のための研修</li> <li>消費者トラブルの種類や対象年代に応じた関係機関との連携による啓発活動等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者被害に遭わない消費者の育成や、成年年齢引き下げを考慮した消費者教育を推進するため、関係機関等と連携し、さまざまな世代を対象とした啓発活動や周りで見守る体制づくりをする必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や消費者団体と連携して意識啓発を推進するほか、学習活動や自主的な活動の支援を行っていきます。 (消費生活センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉団体等との連携による見守り活動の実施</li> <li>消費者の自立に向けた講座等の実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心な暮らしが持続的に送れるよう市ホームページなどさまざまな広報媒体を活用した情報提供や啓発活動が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の消費者意識の向上を図ります。 (消費生活センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『広報あげお』や市ホームページ、SNS等による情報提供</li> </ul>

テーマ3 交通



**目指す状態** 市民が交通事故の不安を感じることなく安心して移動できる

テーマをめぐる社会的な状況

- 公共交通は、人々の生活に不可欠な移動手段です。また、今後、高齢化が進む中で運転免許証自主返納者の増加が想定されることから、さらなる利便性の向上とともに路線の維持が課題となっています。
- 他方、わが国の交通事故発生件数は減少傾向となっていますが、近年では、高齢化に伴う交通安全対策、自転車の事故に対する対策が課題となっています。

成果指標

■交通事故（人身事故）件数

現状値： 683 件（令和元（2019）年）



目標値： 470 件（令和7（2025）年）

指標の説明

市内で1年間（1月～12月）に発生した交通事故（人身事故）件数であり、交通事故を無くすことが施策の目的であり、そのための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

平成26（2014）年の人身事故件数（1,020件）から5年間の削減率が33%であり、今後警察との連携をさらに図り、令和元（2019）年実績から3割削減を維持する。

【図表】交通事故件数の推移（単位：件）

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
人身事故	1,247	1,387	1,367	1,020	1,062	943	907	830	683
物損事故	3,760	3,944	4,083	4,000	3,851	3,886	3,947	3,989	3,903
死者数	3	5	2	9	7	4	1	4	1

施策1 交通手段の充実・自転車施策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《交通》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内循環バス“ぐるっとくん”について、今まで以上に誰もが利用しやすいバスとしていくことが求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者のサービス向上を図りながら、効率的・効果的な運行に努めます。 (交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内循環バス“ぐるっとくん”の適切な運行管理と利便性向上の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市は比較的平坦な地形であることから、自転車の利用に適しています。公共交通を補完する交通手段として、安心・安全に自転車を利用できる環境の整備や放置自転車対策が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安心・安全に自転車を利用できるよう、自転車利用マナーの啓発に努めながら、放置自転車対策を行います。 (交通防犯課)</li> <li>● 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点から、持続可能な公共交通ネットワークとサービスの維持・充実を目指します。(交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放置自転車対策</li> <li>● 上尾市地域公共交通活性化協議会における利便性の向上に向けた協議</li> </ul>

施策2 交通安全の確保

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《交通安全》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ここ数年、市内の交通事故件数は5,000件前後で推移しており、高齢者の交通事故や自転車の交通事故を減らしていくことが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通事故が多発する箇所での交通事故を減らすため、交通安全施設の整備を推進します。(交通防犯課・道路課)</li> <li>● 警察などの関係機関や交通安全団体等との連携を強め、情報の共有に努めます。(交通防犯課)</li> <li>● 交通安全団体等との連携により、自転車のマナーも含め、広く交通安全意識の普及・啓発を推進します。(交通防犯課)</li> <li>● 高齢者の交通事故防止を推進します。 (交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路照明灯や道路反射鏡、区画線標示などの整備</li> <li>● 交通安全母の会や交通安全協会等と連携した交通安全に関する啓発活動</li> <li>● 幼児や児童、高齢者等の交通弱者を対象にした交通安全教室の実施</li> <li>● 運転免許証の自主返納者への支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通規制の対象となっていない路線に対する要望や、通学路の危険箇所の改善要望が多く、着実な対応が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活道路・通学路の利用者が安心して通行できるよう安全対策を行います。 (交通防犯課・学校保健課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 速度抑止対策や注意喚起の路面標示の実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年自転車の事故に対する社会的な責任の重みが増している中、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、埼玉県内で自転車を運転する場合には自転車損害保険等への加入が義務となりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車損害保険の加入義務化に関する啓発を進めます。(交通防犯課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車損害保険の加入の啓発活動</li> </ul>



テーマ4 消防



**目指す状態** 市民の安全を守る消防力が整備されている

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国における過去10年間の出火件数と火災による死者数は減少傾向にあります。他方、全国的に災害の多様化、大規模化が見られる中、これまで以上に的確な対応が必要となっていることに加え、高齢化の影響で救急自動車による救急出動件数はほぼ一貫して増加傾向を示しており、対応が求められています。

成果指標

■消防団員の定員に対する充足率

現状値：79.1% (令和2(2020)年4月)

目標値：85.9% (令和7(2025)年度)

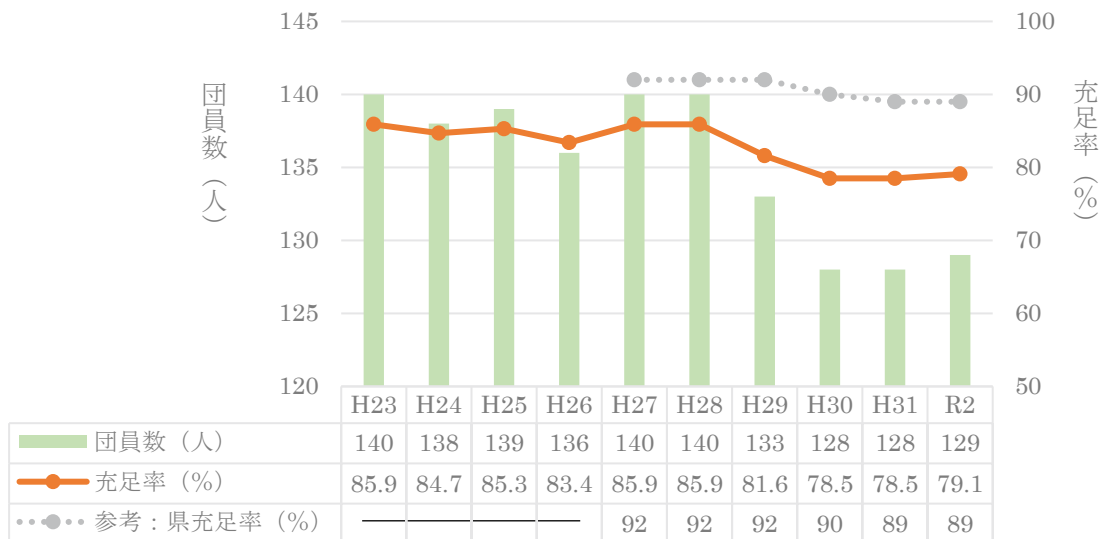
指標の説明

公助の側面を持つ消防団員の充実を図るため、定員充足率を指標に選定。※条例上、定数は163人。

目標の根拠

令和7(2025)年度までに過去10年間で最も高い充足率まで回復させることを目標として設定。

【図表】消防団員数及び充足率（各年度4月1日付）



施策1 消防体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《消防体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する災害への対応とマンパワーの強化を図ることで大規模災害に迅速に対応できる体制を整えることが重要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁が定める「消防力の整備指針」に基づき、常備消防力の強化を図ります。(消防総務課・警防課)</li> <li>消防のマンパワーの強化を図ります。(消防総務課)</li> <li>消防体制の基盤を強化することにより災害現場到着までの時間短縮など、住民サービスの一層の向上を図ります。(消防総務課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防施設や車両などの計画的な整備</li> <li>職員の高度な専門知識の獲得</li> <li>消防職員の安定的な確保や女性の積極的な採用</li> <li>令和5(2023)年度、伊奈町との消防広域化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な地震によるライフラインの寸断をにらんだ耐震性防火水槽の設置が課題です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が示す消防力の整備指針及び消防水利の基準との整合を図りつつ、消火栓や防火水槽などの消防水利施設の計画的な維持管理を図ります。(警防課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防水利整備事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員は人員不足が生じており、若者や学生、女性に対するPRに取り組んでいくことが課題です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。(消防総務課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者や学生、女性などを対象とした消防団入団の促進</li> <li>車両や装備、消防資機材、訓練等の充実</li> </ul>

施策2 地域の防火意識の向上

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《防火意識》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火意識が希薄な市民や事業者に対する継続的な防火指導等が必要となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や事業者に対し防火意識の向上を図り、火災が起りにくいまちづくりを推進します。(予防課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進</li> <li>学校や事業所などに対して、防火体制の強化の促進</li> </ul>

施策3 救急体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《救急体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急の出動要請件数が年々増加する一方で、道路状況等により現場への到着時間が伸びています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急現場への迅速な出動と覚知から到着時間の短縮に努めます。(指令課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防緊急通信指令システムの24時間管理体制の維持及び安定稼働の確保</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化社会を迎え、救急需要の増加や救急業務の高度化に対応していくため、救急体制のさらなる強化が求められるほか、救急車の適正利用では医療や福祉との連携も必要となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急資器材などの計画的な整備・維持に努めます。(管理課)</li> <li>救急救命士の教育と資質の向上に努めます。(警防課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急資器材整備事業</li> <li>救急隊員教育訓練</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>真に救急を必要とする市民の要請に応えるため、救急車の適正利用を呼びかけるとともに、医療や福祉との連携を強化します。(警防課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急車適正利用の広報活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>救命講習会への市民の参加や、市内のコンビニエンスストアなどに設置しているAED(自動体外式除細動器)を誰もが使用できるような環境づくりが必要となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対し応急手当に関する正しい知識を周知します。(管理課)</li> <li>コンビニエンスストアなどと連携し、AEDの使いやすい環境づくりを促進します。(警防課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命講習会の開催</li> <li>AED普及整備事業</li> </ul>